4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している、安藤健が使用していた貸金業者の名称及び電話番号
安原　義雄（ヤスハラ　ヨシオ）、090―9989―7768、080―7005―3984、080―7005―5790、090―6057―0095、070―5665―8338、080―3836―2593、090―4276―7144、080―6147―4602
⑵　利息等を受領した銀行口座
三菱東京ＵＦＪ銀行難波駅前支店　安原義雄（ヤスハラヨシオ）名義　口座番号　0153417
⑶　主な犯行態様
○　被告人が既に金銭を貸し付けている債務者から紹介を受け、新たに金銭を貸し付ける。
○　現金を手交して貸付けが行われ（利息は天引き）、契約期間は15日未満が多い。
○　元利金の支払いは、指定された口座への振込みのほか、手交によっても行われる。
5　残余給付資金の額　金９万169円
6　特別支給申請期間　平成23年７月21日から平成23年９月20日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　大阪地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成21年６月１日
⑶　確定年月日　平成21年６月16日
⑷　被告人氏名　安藤　　健
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、平成19年12月26日ころから平成21年１月27日ころまでの間、45回にわたり、２名に、前記３の犯罪行為に関する利息の支払として、被告人が管理する他人名義の預金口座に現金合計33万8,000円を振込送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第４２１８７号
横浜市都筑区茅ケ崎中央25―７フォーラスプラザ203
申立人　弁護士　姜　　文江
本籍横浜市西区戸部本町10番、最後の住所横浜市西区戸部本町10番３号、死亡の場所川崎市川崎区、死亡年月日平成22年７月４日、出生の場所横浜市西区、出生年月日昭和19年４月19日、職業栄養士
被相続人　亡　穴蔵　好枝
催告期間満了日　平成24年２月７日
横浜家庭裁判所

平成２３年（家）第１３４号
長野県松本市大字芳川小屋1190番地14、事務所長野県伊那市下新田3041番地４
申立人　弁護士　三浦　由美（登録姓愛川）
本籍長野県伊那市西町4890番地、最後の住所長野県伊那市荒井21番地、死亡の場所伊那市、死亡年月日平成22年３月１日、出生の場所不明、出生年月日昭和６年１月28日、職業会社役員
被相続人　亡　竹村　和子
催告期間満了日　平成24年２月29日
長野家庭裁判所伊那支部

平成２３年（家）第７０９５３号
東京都豊島区要町１丁目11番１号センチュリー401号
申立人　紙子　達子
本籍長野県小諸市荒町１丁目2955番地イの１、最後の住所東京都品川区西品川１丁目20番９号、死亡の場所神奈川県横浜市緑区、死亡年月日平成22年２月10日、出生の場所長野県北佐久郡小諸町623番地ノ内５番、出生年月日明治44年５月23日、職業無職
被相続人　亡　蒲原喜代子
催告期間満了日　平成24年２月29日
東京家庭裁判所

平成２３年（家）第４６５号
静岡県磐田市下本郷266―58
申立人　森西　　正
本籍浜松市浜北区中瀬490番地、最後の住所浜松市浜北区中瀬493番地の１、死亡の場所静岡県浜松市浜北区、死亡年月日平成21年11月13日、出生の場所兵庫県津名郡洲本町、出生年月日大正３年１月１日、職業無職
被相続人　亡　平野　まさ
催告期間満了日　平成24年２月15日
静岡家庭裁判所浜松支部

平成２３年（家）第１０３７号
神戸市中央区東町113―１大神ビル６階伊原法律事務所
申立人　伊原　由美
本籍鹿児島県西之表市西之表7247番地２、最後の住所神戸市長田区本庄町７丁目６番９号、死亡の場所神戸市長田区、死亡年月日平成20年３月23日、出生の場所神戸市須磨区、出生年月日昭和32年８月２日、職業不詳
被相続人　亡　濱田　和恵
催告期間満了日　平成24年２月６日
神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第１０９０号
兵庫県西宮市門戸東町４番34号
申立人　川瀬　勝弘
本籍兵庫県明石市田町１丁目８番地７、最後の住所兵庫県三田市富士が丘５丁目17番地３、死亡の場所兵庫県丹波市、死亡年月日平成22年５月15日、出生の場所広島県双三郡三次町、出生年月日昭和10年12月27日、職業無職
被相続人　亡　中西　祥了
催告期間満了日　平成24年２月６日
神戸家庭裁判所

平成２３年（家）第７５４号
川崎市川崎区東田町８番地　パレール三井ビルディング11階1101号室　坂本・池田法律事務所
申立人　弁護士　坂本　正之
本籍群馬県安中市松井田町行田964番地、最後の住所川崎市川崎区浜町３丁目３番13号、死亡の場所川崎市川崎区、死亡年月日平成21年６月７日、出生の場所群馬県多野郡平井村、出生年月日大正11年３月12日、職業不明
被相続人　亡　寺嶋志づゑ
催告期間満了日　平成24年１月23日
横浜家庭裁判所川崎支部

平成２３年（家）第７０６３４号
大阪市北区西天満４丁目７番１号　北ビル１号館604
申立人　尹　　英和
本籍大阪府吹田市山手町４丁目７番、最後の住所大阪府吹田市山手町４丁目７番９号、死亡の場所大阪府吹田市、死亡年月日平成22年11月20日、出生の場所関東州大連市、出生年月日昭和10年11月29日、職業不詳
被相続人　亡　佐南　恕子
催告期間満了日　平成24年１月27日
大阪家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２３年（へ）第２号
神戸市東灘区深江浜町141番地の４
申立人　株式会社フラット
代表者代表取締役　佐藤　　努
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月29日
平成23年６月29日　　青森簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ78783
金額　182,406円
支払期日　平成23年５月５日
支払地　青森市
支払場所　株式会社青森銀行本店営業部
振出日　平成23年２月４日
振出地　青森市
振出人　株式会社シマヤ　代表取締役　住吉　治彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人